

## 「精神科病院内での不在者投票について（全国調査から）」

○発表者名 一般社団法人権利擁護ネットワークほうき 近藤 健

### 1. 問題提起

筆者は、精神科病院（以下、病院）勤務の傍ら、2012年から一般社団法人権利擁護ネットワークほうきへ所属し、成年後見担当者として1～2件受け持っていた。担当していた方が他の病院へ入院することになったが、その病院では不在者投票制度がないことに気が付き、入院したらその病院では選挙出来ないとの課題があきらかになった。

### 2. 目的

医療関係者は入院中の患者さんから選挙に行きたいと言われた場合はどう対応しているのだろうか。鳥取県でも3病院は実施されておらず、約500名の入院患者が選挙において不便な状況にあるのではと考え、全国的にみても、実はまだ多くの病院で不在者投票が出来ない状況であるのではと推測した。本調査では、実態把握を目的に都道府県の選挙管理委員会（以下、選管）へ全国調査を行った。

### 3. 方法

47都道府県の選管を調査対象として、メールを送信して回答を求めた。内容としては、病院で不在者投票の指定病院になっている数と指定を受けていない数の回答を求めた。

### 4. 成果・課題

47都道府県の内、回答があったのが39地域（メール回答：33、電話回答：6）。全ての病院が指定病院になっている地域が8。病院の数、指定病院を把握している地域が16。その16地域の病院数は、394病院（内、指定を受けていない病院数：73病院）。選管が病院の専門を区別していないため、把握出来ないと回答した地域が15。無回答の地域が8（無回答地域は主に大都市が多かった）。全国的に多くの病院が指定を受けてない事実が浮き彫りになったのである。

また選管とのやり取りを通じて、病院からの申請主義の不在者投票制度をよく知らないことで、見て見ぬふりをしていると考えられる。これらのことから、いまだブラックボックス化している病院内では患者の声が外に届きにくい傾向がみられ、病院の入院患者は一般市民の扱いを受けていないのと同様と思われる。

また選挙は基本的に申請主義のため、病院内の情報のバリアフリー化がどうなっているかといった課題もみえてきたため、すでに不在者投票を行っている指定病院のやり方についても調査が必要である。最後に、病院や障がい者入所施設、老人施設に対して、改めて不在者投票制度の浸透を図る必要があることが重要であると考えられる。